

教えて!
Q&A



農地の賃貸
借に係る賃
借料は、何を目
安にしたらよい
でしょうか。

A.これまで、市町村農業委員会が定めていた「標準小作料制度」は平成21年の農地法改正により廃止となりました。これに代わって、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう**地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供します**。具体的には市町村農業委員会が、地域毎の賃借料の動向（平均額、最高額、最低額）を調査し、賃借料情報として、広報紙やインターネット等で提供しています。

研修・セミナー等の開催のお知らせ



1 平成23年度農業委員研修会

■日 時 平成23年10月19日(水)
■会 場 岐阜市・岐阜都ホテル
■対 象 農業委員及び女性農業経営アドバイザー、関係者等

■主な内容

<講演①>
演題：「農業委員会を取り巻く情勢と農業委員に期待される役割(仮題)」
講師：全国農業会議所 専務理事 松本 広太 氏

<講演②>
演題：「食育が子供を変える～ネガティブ手法を脱し、好奇心と自発性を引き出す～」
講師：福井県小浜市企画部 食のまちづくり課政策専門員(食育) 中田 典子 氏

講師の中田氏は、市の公募で食育専門職として採用され、子供の食育事業を企画・実践するほか、ケーブルテレビの子供料理番組等を担当している。現在、農水省地産地消推進検討委員や県農政推進協議会委員、キッズキッチン協会理事等も務めている。

■申込先 各市町村農業委員会

2 企業の農業参入セミナー

■日時 平成23年9月7日(水)
■場所 岐阜市・ホテルパーク
■対象 農業参入に関心のある企業、県・市町村・農業団体等関係者

■主な内容

1. 研修
①「農地法等の改正による貸借規制の緩和と手続き」
②「農業参入の支援体制と支援措置」
2. 事例報告
「農業参入の経緯と今後の農業経営の展開方向」
報告者：(株)小田島建設
(農業参入法人連絡協議会会長)
代表取締役社長 小田島 修平 氏

3. 講演

演題：「一般企業の農業参入の現状と課題について」
講師：農政調査委員会
主任研究員 槇平 龍宏 氏

■申込先 岐阜県農業会議

3 複式農業簿記講座

■日時・場所

会場名	場 所	開催日
関	わかくさ・プラザ	11/1~3/6
高山	高山市民文化会館	11/4~3/16

■対象 認定農業者等扱い手

■内 容 複式農業簿記(全18回)
農業関連の「知つ得税ワンポイントトレッスン」あり。

■申込先 岐阜県農業会議

編集発行：岐阜県農業会議

岐阜市薮田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階
☎ 058-268-2527
E-mail:gifu@nca.or.jp
ホームページ：<http://www.gifu-agri.jp>

農地 農政 経営 最新情報をお届けします!

ぎふ、アグリ通信 vol.5
H23.8.22発行
photo:郡上市和良町宮地

平成の猪垣＝「猪鹿無猿柵」が
獣被害対策に効果

岐阜県農政部 農村振興課

近年、農作物への獣被害が多発し、営農意欲の減退から耕作放棄地の増大が懸念され、また獣との路上での接触事故により農村の暮らしに深刻な影響を及ぼしています。加害獣も**猪、猿、鹿、アライグマ、ヌートリア**等、種類も増加し、侵入防止対策も一筋縄ではいかなくなりました。県内では、電気牧柵が多く普及していますが、設置延長が拡大するにつれて、夏期の漏電防止の草刈り作業が大変になり、獣の飛び込み侵入には対処出来なくなっています。また、**冬期間の農地が獣の貴重な餌場**になっていることが個体数の増加の一因にもなっています。

この十数年、諦めず集落ぐるみで試行錯誤を繰り返し、手作りの獣侵入防止柵を設置して効果を上げている郡上市和良町宮地集落の「**猪鹿無猿柵**」を紹介します。地上1mを鉄管パイプ支柱で固定したワイヤーメッシュ柵で猪の侵入を防ぎ、FRP支柱を3m間隔に立てて、その上2mまで高張力プラスチック線を張って鹿の侵入を防ぎ、猿に対しては電気牧線を張り、柵の外側に防鳥ネットを垂らして小動物の侵入も防ぐ構造になっています。

この柵の特徴は、**周年設置が可能で、低コスト、軽量、省力維持管理、多獣種に対応**でき、集落住民自ら設置が出来ることです。また、トタンやネットに比べて景観上目立ちません。簡単な門扉を設置することで水田や農道を遮断し、**農地をブロック毎に完全に囲い込む**ことが可能です。また柵の設置個所に防草シートを張ることによって除草管理の省力化が図れます。

岐阜県における鳥獣害対策の取り組みについて

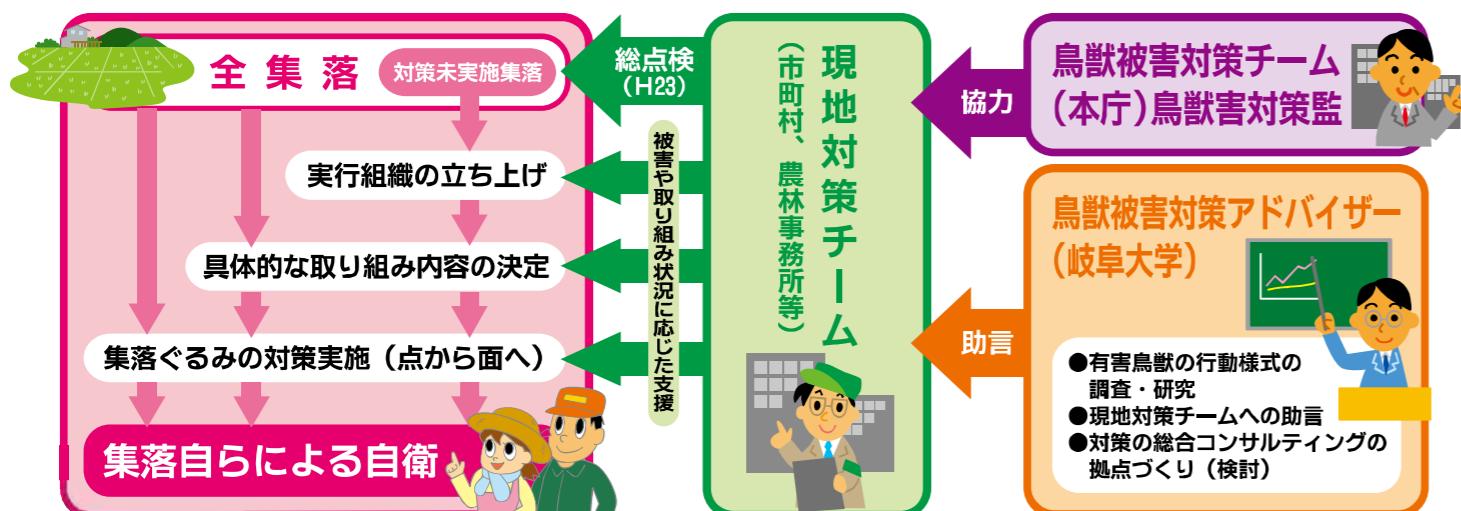
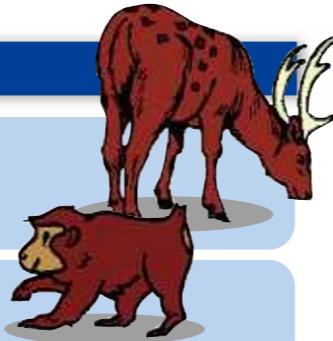
岐阜県農政部 農村振興課

全庁的な総合対策を実施する「岐阜県鳥獣被害対策本部」を本年1月に立ち上げ、各圏域には「現地対策本部」の設置のほか、「鳥獣害対策監」及び「農作物鳥獣被害相談窓口」を農政部農村振興課及び各農林事務所に設置しています。

1 集落総点検活動

現地対策チームが中心となり、県内の全集落（3,118集落）や森林における被害状況、対策への取組状況などの調査を実施し、調査結果をもとに、各地域の取組を評価し課題を洗い出すとともに、今後取り組むべき対策を明らかにする。

対策を実施する体制が不十分な地域については、早急に実行組織を立ち上げ、リーダーの育成を図る。（H23～24）



2 「重点支援地区」設置による対策のモデルづくり（県補助金）

鳥獣被害対策への取組意欲のある県内12地区において、被害状況に応じた効果的な対策を実証・確立し、これを成功モデルとして他の地域へ波及させることにより、県全体における鳥獣被害防止に役立てる。

3 鳥獣被害防止総合対策交付金（国補助金）

鳥獣被害対策として緊急的に強化するため国において交付金の措置。

【ソフト対策…地域ぐるみの被害防止活動】

- 捕獲機材の導入、モンキードッグ、生息調査、大規模緩衝帯の設置等
- 実施主体：地域協議会 ●補助率：定額（200万円以内）

【ハード対策…侵入防止柵等の被害防止施設（柵等）の整備】

- 実施主体：地域協議会、その他構成員 ●補助率：1/2



問い合わせ

■岐阜県農政部 農村振興課

農村支援担当（酒井、高杉）

☎ 058-272-8422（直通）

平成23年度「農地の利用状況調査」を実施（8月～11月）

各市町村農業委員会・岐阜県農業会議

各市町村農業委員会では、優良農地の保全と農地の適正な利用を図るために、昨年から農業委員等による「農地の利用状況調査」を実施しています。今年度も次により調査を予定していますので、農地所有者の方々にはご理解とご協力をお願いします。

1. 実施時期：8～11月（各農業委員会で独自の月間設定も可）
2. 対象農地：全ての農地
3. 内容：
 - ①遊休農地の把握
 - ②農地の違反転用・不法投棄等の早期発見
 - ③農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認等
 - ④農地の活用状況
4. 是正指導：利用状況調査で把握した遊休農地や違反転用農地等については、所有者に対して是正指導を行う。



問い合わせ

■岐阜県農業会議 総務課（西川、田中）

☎ 058-268-2527



農業者年金に加入しませんか？

岐阜県農業会議

農業者年金制度には農業者の方だけが受けられるメリットがたくさんあります！

加入できる人は？

60歳未満の方

国民年金第1号被保険者の方

年間60日以上農業に従事されている方

この3つを満たせば誰でも加入できます！



メリットとは？

1 少子高齢化時代に強い年金です

払った保険料は将来の自分の年金となる積立方式です。加入者・受給者数に影響されにくい安定した制度です。

2 年金は生涯支給され、80歳までの保証付きです

終身年金です。万一80歳までに亡くなっても遺族に一時金が支給されます。

3 保険料は自由に選べます

月額2万～6万7千円まで千円単位でお選びいただけます。

4 所得税・住民税の節税になります

保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

5 意欲ある担い手には国からの保険料補助があります

次の要件を満たす人には最大1万円（5割）の補助が受けられます。

- 20年以上保険料納付が可能なお方

- 控除後の所得が900万円以下のお方

- 認定農業者で青色申告の方、または認定農業者等と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者や後継者等

※補助を受ける場合の保険料は月額2万円の固定で、その期間は、最大20年間です（35歳以上は10年間）。



問い合わせ

■岐阜県農業会議

農地・担い手対策課（堀口、松浦）

☎ 058-268-2527